



あま〜い誘いに

ご用心!

2022年4月1日から成年年齢は18歳になりました

保護者などの同意なしに様々な契約が一人できるようになる一方で責任も生じます

お試し購入

～「お試し」のつもりが定期購入に!?～

美容効果あり!!
初回お試し価格!
500円
この商品は定期購入です。

お試しでワンコインなら買っちゃおう!

ポチ

請求書
定期購入でのお買い上げありがとうございます。
2回目以降は1箱4,000円です。
また5回以上継続してご購入いただかないと解約はできません。

定期購入なの!? どうして!

ガーン
そんなあ〜 どうしよう...

解約できません。画面に定期購入と表示しています。



ポイント

通信販売にはクーリング・オフの制度はありません。
申込み最終確認画面で契約の内容や条件をよく確認しましょう!

- ホームページやSNS上の広告で「お試し（価格）」「初回〇円」「送料のみ」などと表示されていても、定期購入が条件となっている場合があるので注意が必要です。
- 通信販売の場合、商品等の分量や支払い総額（定期購入の場合は各回の分量や支払い額）等を最終確認画面で明確に表示することが事業者には義務づけられています。
- 契約内容等を確認できるよう、スクリーンショットなどで記録を残しておきましょう。
- 最終確認画面で小さい文字や見えにくい部分に条件が書かれている場合は、契約を取り消せる可能性があります。

インターネット通販

～代金を振り込んだけど、商品が届かない!～

通常〇〇円を
今だけ△△円
90% OFF

時計が、こんなに安い! このブランドの

ATM

お金を振り込んだし、あとは届くののを待っただけ♪

数日後...

うそ!! ホームページがなくなってる!

時計が届かない



ポイント

インターネット通販を利用するときは慎重に。
詐欺サイトの可能性も!

- 注文前に事業者の所在地や連絡先などの情報を確認しましょう。
- 大幅に値引きされた商品が販売されていたり、連絡方法がメールだけの通販サイトには特に注意しましょう。
- 支払い方法が前払いだけでなく、複数用意されているショップを選びましょう。
- 後日サイトが見つからないことがあるので、スクリーンショットなどで記録を残しておきましょう。

詳しくは

消費者庁 インターネット通販トラブル

検索

クーリング・オフ **できない** 返品や解約などの契約条件を必ず確認しましょう!

困ったときには相談を!

消費者ホットライン
(お近くの消費生活相談窓口につながります)

(局番なし)

188番

裏面の
消費生活相談窓口
もご利用ください。

和歌山県

企画・編集／近畿府県消費者啓発資料共同作成会議
[滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県]

ワンクリック請求

～動画を見ようとしたら突然～



料金を支払わないで!
動画再生画面をタップした
だけで、『登録完了』と表示
されても契約は成立してい
ません。

電話をかけないで!

- 『退会手続』など、画面に表示されている事業者と連絡をすると、氏名や電話番号などの個人情報が相手に知られてしまいます。

二次被害にも注意!

- 「トラブルを解決する」「個人情報を削除する」などと書かれた広告を見て業者に対処を依頼し、高額請求されるなどの二次被害もあります。注意しましょう。
相談は消費者ホットライン「188(いやや!)番」に。
消費生活相談窓口につながります。

★芸能人情報・アニメ・占いサイトなどでも同様の被害が多発!!

★しつこく表示される請求画面を削除するには
(独) 情報処理推進機構 (IPA) セキュリティセンター
のホームページを参考にしてください。

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/1click.html>



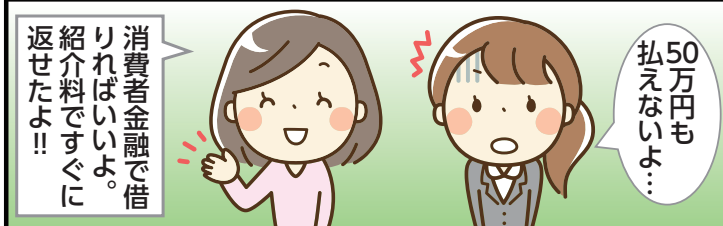
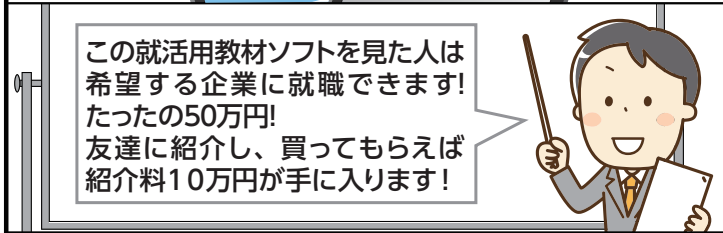
IPA 情報セキュリティ

検索

契約は成立していない

マルチ商法

～SNSで友達になった人に誘われて～



「簡単にもうかる」という甘い 言葉を信じてはいけません!

- SNSを通じて知り合った人からの勧誘で、トラブルになるケースが増えています。
- 扱う商品は健康器具、食品、サプリメント、化粧品、学習教材、情報商材などさまざまです。
- 借金してまで契約すると、多重債務に陥ることがあります。安易な契約はトラブルのもとです。

クーリング・オフ

できる

私たちの暮らしには契約がいっぱい

契約とは「これください」と申し込み、「はい、〇円です」と承諾され、お互いの意思が一致することで成立します。いったん成立すると、一方の都合だけでは契約を解除することはできません。

でも

未成年者契約の取消し

社会経験の少ない未成年者が保護者（親権者等の法定代理人）の同意を得ずに契約した場合、契約者本人もしくは保護者により契約を取り消すことができます。取消しにより未成年者は受け取った商品を現状のまま返品し、支払った代金の返金を受けることができます。

※小遣いの範囲での少額な契約、成人であると積極的にうそをついた場合などは未成年者契約の取消しができません。

成年(18歳以上)になったら気をつけて!!

悪質業者は成人して間もない人をターゲットにすることがあります。

2022年4月1日から成年年齢は「18歳」に引き下げられています。保護者などの同意なしに様々な契約が一人で行えるようになる一方で責任も生じます。本当に必要な契約なのかよく考えましょう。



など

覚えておこう！ クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは

訪問販売など法律で決められた取引について、一定期間内であれば、消費者が無条件で契約を解除できる制度です。(下の表を参照)

クーリング・オフすると

- ◎契約は、はじめからなかったことになります。
- ◎受け取った商品は送料を事業者負担で返品し、支払ったお金は返してもらえます。
- ◎サービスを受けていた場合でも、対価を支払う必要はありません。
- ◎損害賠償や違約金も請求されません。

クーリング・オフできない場合

- ◎3,000 円未満のものを現金で買った場合
- ◎健康食品や化粧品など、政令で指定された消耗品を使用した場合(自分の意思で使用了部分)
- ◎自動車(リース含む)
- ◎通信販売(インターネット取引含む)
 - ※広告に明記されている返品特約(「10日以内は返品できます」「返品はできません」など)に従います。
 - ※返品特約の表示がない場合は、商品が届いた日から8日以内であれば返品することができますが、返品送料は消費者の負担となります。

上記以外にも、クーリング・オフできない場合がありますので、詳しくは消費生活相談窓口にご相談ください。

クーリング・オフするには

(2022年6月1日から電子メールやFAXなどで通知ができるようになりました。)

- ◎契約解除通知書(はがき・電子メール・FAX など)で通知します。
(期間内に通知を送れば、事業者へ期間内に届かなくても有効です)
- ◎はがきの場合は、両面をコピーし、特定記録郵便か簡易書留で送ります。
はがきのコピーは、郵便局発行の受領書と一緒に保管します。
- ◎電子メールやFAXなどの場合は、契約書面で通知先や通知方法を確認し、通知後は送信した証拠(通信履歴や画面のスクリーンショット)を保存しておきましょう。
- ◎クレジットカードで支払ったり、個別クレジット契約をしたりした場合は、クレジット会社と販売会社に同時に通知します。
(クレジット会社には「書面」で通知します)

<契約解除通知の記入例>

契約解除通知書

①契約日
〇〇年〇〇月〇〇日
②商品名(またはサービス名)
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
③契約金額 〇〇〇〇〇円
④会社名 〇〇〇〇会社
⑤担当者名 〇〇〇〇
上記日付の契約を解除します。
なお既払額の〇〇〇〇円を返金し商品を引き取ってください。
〇〇年〇〇月〇〇日
(契約者)
住所
氏名

特定商取引法上のクーリング・オフ期間(法定の契約書面を受領した日を含める)

訪問販売	自宅訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールスなど	8日間
電話勧誘販売	電話をかけるなどして勧誘し、申込みをさせる取引形態	8日間
特定継続的役務提供	身体の美化、知識の向上などを目的として、継続的に役務を提供する取引形態(エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、一部の美容医療) ※一部の美容医療とは、脱毛、にきび・しみなどの除去、歯のホワイトニングなど	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法・ネットワークビジネス)	個人を商品などの販売員として勧誘し、「さらに次の販売員を勧誘すれば収入が得られる」などと言って連鎖的に販売組織を拡大する取引形態	20日間
業務提供誘引販売取引 (サイドビジネス商法・モニター商法など)	仕事などを提供する前提で、「仕事に必要な」と言って商品を買わせる取引形態 「副業で高収入」「資格・技術を身につけて在宅ワーク」などと勧誘し、実際は高額なパソコンや教材などを売りつける『サイドビジネス商法』や、「レポートを提出するとモニター料などの収入が得られる」と言って高額な商品を販売する『モニター商法』など	20日間
訪問購入	事業者が消費者宅などを訪ねて貴金属などを買い取る取引形態	8日間

**クーリング・オフ期間を過ぎてもあきらめないで、
すぐにお近くの消費生活相談窓口へ相談しましょう**

契約時の書面不備やクーリング・オフの妨害に当たる行為などがあると、期間が過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

被害にあわないための5か条

- ① いらないものは「いりません!」ときっぱり断りましょう
- ② その場ですぐ契約しないで、よく確かめて、家族や友人など信頼できる人に相談しましょう
- ③ 個人情報(住所・氏名・電話番号・メールアドレス・口座番号等)を安易に提供しないようにしましょう
- ④ 納得できない請求には慎重に対応しましょう
- ⑤ おかしいと思ったら、すぐにお住まいの市町村の消費生活相談窓口へ

消費者ホットライン
い や ゃ い
☎188番
(局番なし)
お近くの消費生活相談窓口につながります

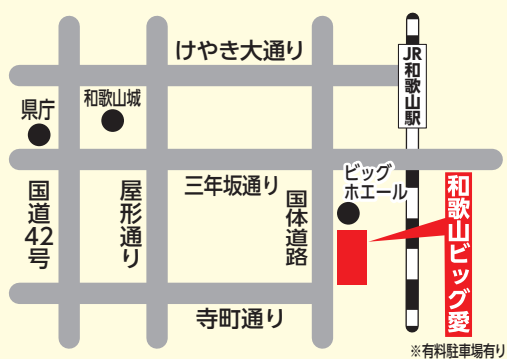


ひとりで悩まず相談しましょう



和歌山県消費生活センター

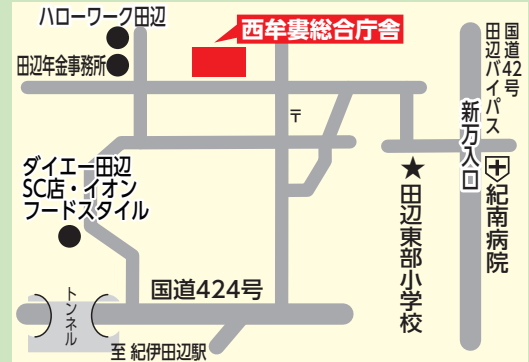
〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
TEL:073-433-1551 FAX:073-433-3904



和歌山県 PRキャラクター
「きいちゃん」

和歌山県消費生活センター 紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
県西牟婁総合庁舎内
TEL:0739-24-0999 FAX:0739-26-7943



【相談受付時間】

平 日 9:00~17:00
土・日 10:00~16:00(電話相談のみ)(祝日・年末年始は休み)

【相談受付時間】

平 日 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始は休み)

●市町村の相談窓口(専門の消費生活相談員による受付)

相 談 窓 口	日 時	電 話 番 号	場 所
和歌山市消費生活センター	月~金 9:00~16:00	(073) 435-1188	和歌山市役所 2 階
海草地域消費生活相談窓口 ※海南市及び紀美野町に在住の方は利用できません。	月~金 9:30~16:00	(073) 483-8777	海南市役所 4 階 市民交流課内
消費生活相談窓口(紀の川市・岩出市) ※紀の川市及び岩出市に在住の方は利用できません。	月曜 13:00~16:00	(0736) 79-3919	紀の川市役所 4 階 相談室 1 ★
	木曜 10:00~12:00 13:00~16:00	(0736) 61-6966	岩出市役所 2 階 第 7 会議室 他 ★
橋本市消費生活センター	月~金 8:30~17:15	(0736) 33-1227	橋本市役所 1 階
九度山町消費生活相談窓口	月~金 8:30~17:15	(0736) 54-2019	九度山町役場 2 階 産業振興課
消費生活相談窓口(橋本市・伊都郡) ※橋本市及び伊都郡各町に在住の方は利用できません。	第3火曜 13:00~16:00	(0736) 33-1227	橋本市消費生活センター
	第1火曜 13:00~16:00	(0736) 22-0300	かつらぎ町役場
	第4火曜 13:00~16:00	(0736) 54-2019	九度山町ふるさとセンター
	第2火曜 13:00~16:00	(0736) 56-3000	高野町役場
消費生活相談窓口(有田市・有田郡) ※有田市及び有田郡各町に在住の方は利用できません。	月曜 13:00 ~ 16:00	(0737) 83-0225	有田市役所 3 階 産業振興課
	火曜 13:00 ~ 16:00	(0737) 64-1112	湯浅町旧図書館 ふるさと振興課内
	木曜 13:00 ~ 16:00	(0737) 23-7732	広川町役場 1 階 相談室
	金曜 13:00 ~ 16:00	(0737) 52-2111	有田川町役場清水行政局 2 階 (第 1 金曜日) 金屋庁舎 1 階 (第 1 金曜日以外の金曜日)
日高地域消費生活相談窓口・巡回相談窓口 ※御坊市及び日高郡各町に在住の方は利用できません。	月~金 9:00 ~ 17:00	(0738) 52-5288	御坊市役所 1 階
	由良町 (0738) 65-1801 日高町 (0738) 63-3800 場所:各町にお問い合わせください。	美浜町 (0738) 23-4901 日高川町 (0738) 22-1700	みなべ町 (0739) 72-1337 印南町 (0738) 42-1738
消費生活相談窓口(田辺市)	月・火・木・金 13:00~16:00	(0739) 34-2460	田辺市役所 自治振興課内
消費生活相談窓口(西牟婁郡) ※西牟婁郡各町に在住の方は利用できません。	第 1 水曜 13:00~16:00	(0739) 43-6588	白浜町役場
	第 3 水曜 13:00~16:00	(0739) 47-0550	上富田町役場
	第 4 水曜 13:00~16:00	(0739) 55-2004	すさみ町総合センター
新宮・東牟婁地域消費生活相談窓口 ※新宮市及び東牟婁郡各町に在住の方は利用できません。	月~金 9:00~16:00	(0735) 29-7176	新宮市役所 3 階 商工観光課内

★…日時・場所が変更される場合があります。お問い合わせください。
・各窓口の開設日は、祝日・年末年始を除きます。



●インキ:大豆油インキを含む
植物油インキ

令和4年11月